

桜花会 女性の活躍に関する情報

2023.9.15現在

	労働者に占める女性労働者の割合			平均継続勤務年数(年)	
	全体 (人)	女性 (人)	割合	男性	女性
介護職	182	116	64%	9.6	11.6
介護職以外	51	30	59%	20.8	16
全職員	233	146	63%	12.3	12.6

* 勤続5年以上が対象

管理職に占める女性の割合

2023.9.15現在

月平均残業時間 (時間)

全管理者数	女性管理者数	割合
15	6	40%

4.17

* 課長以上

(2022.10 ~ 2023.9)

有給休暇取得率

2023年

	対象者数	取得率
介護職	168	74%
介護職以外	54	86%
全体	222	77%

社会福祉法人 桜花会 行動計画

必要な時に休みの取れる、職場生活と家庭生活が両立できる職場環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

○ 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日

○ 目標

全職員（入職1年目の者は除く）の有給休暇の取得率を80%以上にする。

○ 取組内容・実施時期

① 余裕のある人員配置、効率的なシフト体制構築を行う。

令和4年 4月～ 時間帯必要人員数を検討し効率的に業務が行えるよう勤務時間、シフトの調整を行う

令和4年 4月～ 必要人員に対しプラスの人員配置を行う

令和4年 4月～ 退職等での欠員を随時補充、早めの人員採用を行う

② 有給休暇取得が容易な職場風土をつくる。

令和4年 4月 有給休暇取得希望に対し業務上支障がない場合は理由を迫及せずに速やかに応じるよう各管理者に理事長より周知する

令和4年 4月 各管理者により全職員に有給休暇の権利について説明する

③ 有給休暇取得率の低い職員に取得を促す。

令和4年 10月～ 有給休暇取得率が30%未満の職員に通達し取得を促す

令和5年 1月～ 有給休暇取得率が30%未満の職員は特別な理由を除き、本人に了承後管理者が有給休暇をシフトに組み込む